

令和5年度
(2023年度)

財政援助団体等監査結果報告

高崎市監査委員



第210-1号
令和5年11月1日

高崎市長 富岡 賢治 様

高崎市監査委員	小泉	貴代子
同	折田	慶太
同	丸山	覚
同	渡邊	幹治

監査の結果報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、令和5年度財政援助団体等監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり提出します。

なお、同条第14項の規定により措置を講じたときは、その内容を通知してください。



第210-1号
令和5年11月1日

高崎市議会議長 時田 裕之 様

高崎市監査委員	小泉	貴代子
同	折田	慶太
同	丸山	覚
同	渡邊	幹治

監査の結果報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、令和5年度財政援助団体等監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり提出します。

監査結果報告書

第1 高崎市監査基準への準拠

令和5年度財政援助団体等監査は、高崎市監査基準（令和2年高崎市監査委員告示第3号）に準拠し実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体及び公の施設に係る指定管理者の監査

第3 監査の期間

令和5年8月1日から9月14日
（実地監査日 令和5年8月21日）

第4 監査の対象

1 財政援助団体

令和4年度において財政的な援助を行った団体等の中から任意抽出した。

No.	団体等の名称	所管部署
1	京目町下京目町内会	総務部企画調整課
2	社会福祉法人マグノリアニセン	福祉部長寿社会課
3	社会福祉法人日枝会	福祉部（子育て支援担当） 保育課
4	株式会社ドンレミー	商工観光部商工振興課
5	株式会社茂木製作所	商工観光部商工振興課
6	烏川流域森林組合	農政部農林課
7	高崎市新町商工会	新町支所地域振興課

2 公の施設に係る指定管理者

公の施設について管理運営を委任している指定管理者の中から任意抽出した。

No.	指定管理者の名称	所管部署
1	公益財団法人高崎財団	都市整備部公園緑地課

施設名称

観音山公園プール

第5 監査の着眼点

監査にあたり、次のとおり主な着眼点を設定した。

1 財政援助団体監査

(1) 団体関係

ア 事業計画書、予算書、決算諸表等と補助金等の交付申請書、実績報告書等は符合するか。

イ 補助金等交付申請書の提出、補助金等の請求及び受領は適時に行われているか。

ウ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。ま

- た、補助金等が対象事業以外に流用されていないか。
- エ 出納関係帳票の整備及び記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。
- オ 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。
- カ 会計処理上の責任体制は確立されているか。
- キ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。
- ク 財産の処分制限に違反するものはないか。

(2) 所管部署関係

- ア 補助金等の決定は法令等に適合しているか。
- イ 補助金等の目的及び対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- ウ 補助金等の条件その他補助に関する指令等の内容は明確か。
- エ 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- オ 補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- カ 補助対象事業等により取得した構築物及び備品は確認しているか。また、現金、未払金等の支出については、減少記録、支出伝票、領収書等で確認しているか。

2 指定管理者監査

(1) 指定管理者関係

- ア 責任体制が確立され、指定管理の目的及び範囲に沿った事業運営が行われているか。
- イ 現金出納事務は適切に管理・確認され、出納関係帳簿及び記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。
- ウ 施設の管理に係る収支会計経理は適切か。また、他の事業との会計区分は明確か。
- エ 経費節減は図られているか。
- オ 事業報告書は適正に作成され、提出は期限内になされているか。
- カ 管理規程、経理規程等の諸規程は整備されているか。

(2) 所管部署関係

- ア 指定管理者の指定は、議会の議決を経て、条例等に基づき適正・公正に行われているか。
- イ 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- ウ 協定書等には、管理する施設及び業務の内容並びに指定管理者との間の経費の負担区分は明確になっているか。また、管理の範囲を超える内容となっていないか。
- エ 管理業務実施状況（条例、規則及び協定書等に従って、適切な公共サービスの提供が確保されているか）の把握・評価（モニタリング）が行われているか。
- オ 指定管理者に関して、事業報告書等及び、必要に応じて適時かつ適切な報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。

第6 監査の実施内容

監査にあたっては、主に経済性、効率性、有効性の観点から、あらかじめ提出された資料を基に関係諸帳簿等の調査を行い、関係者に説明を求めるとともに現場を実査した。

第7 監査の結果

当該団体の財政援助に係る出納その他の事務の執行及び所管部署の当該団体に対する財政援助に係る事務の執行については、おおむね適正であると認められたが、一部に是正及び改善を要する事項が見受けられた。

また、当該団体の指定管理に係る出納その他の事務の執行及び所管部署の当該団体に対する指導監督等に係る事務の執行については、一部に是正及び改善を要する事項が見受けられた。

監査の際に見受けられた事務処理上の軽微な過誤等については、指導事項・口頭指導として各団体又は所管部署に対し文書もしくは口頭で指導したので記述を省略したが、これらのことにも十分留意し適正な事務処理に努めるよう望むものである。

個別の結果については次頁以降のとおりであり、各指導区分の内容は次表のとおりである。

指導区分	内 容
指摘事項	次のいずれかに該当すると認められる事案で、是正、改善等の措置の状況の報告を求める必要があるもの。 関係部局長等に対し文書で指摘し、かつ、公表する。 ① 法令等に違反すると認められるもの ② 予算の目的に反していると認められるもの ③ 不経済な行為又は損害が生じていると認められるもの ④ 事務処理等が著しく適切を欠くと認められるもの ⑤ 経済性、効率性又は有効性の観点から直ちに改善が必要と認められるもの ⑥ 事務・事業の執行に当たり、遅滞なく、改善又は見直しが必要であると認められるもの ⑦ 前回までの監査において、是正、改善、注意を求めた事項でそれらの実施、あるいは検討がされていないと認められるもの
指導事項	① 「指摘事項」に掲げる①から④の案件の内、軽微な誤謬等と認められるもの ② 経済性、効率性又は有効性の観点から今後改善が必要と認められるもの ③ 事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要であると認められるもの
口頭指導	その他軽微なもので、事務調査の段階で修正、改善等を指導したもの

財政援助団体監査

1 京目町下京目町内会

(1) 補助金等の名称

高崎市住民センター建設費補助金

(2) 事業の概要

京目町下京目町内会は平成10年に京目町町内会から独立した町内会である。当該団体には、独立以前から使用していた住民センターがあったが、昭和55年に建築されたものであり、年々増加する住民数に対し、町内会活動の拠点としては古く手狭になってきたこと、また、建物は歩道がない道路に面した立地で出入りが危険であったこと等の事情を抱えていた。そのため、令和3年3月に建設地を取得し、令和4年度に補助事業として住民センターを新築したもの。

- ・施設名称 高崎市京目町下京目町内会公民館
- ・所在地 高崎市京目町141番地1
- ・延床面積 106.41㎡
- ・建物構造 木造合金メッキ鋼板ぶき平屋建
- ・工期 令和4年6月17日から令和4年9月30日

(3) 財政援助の目的

住民センターを町民相互の親睦及び文化向上の場、また、防災の拠点とし、町内会主導による安心安全なまちづくりを推進する。

(4) 補助金額等

申請年月日	交付指令年月日 及び指令番号	交付先	補助金額	交付年月日
令和4.5.9	令和4.5.18 高崎市指令企画調 整課第634号	京目町下京目町内会 区長 清水公明	5,800,000円	令和4.7.22

(5) 監査の結果

是正、改善を要する事項が見受けられたので、所管部署に対して指導を行った。指導区分は口頭指導。

2 社会福祉法人マグノリアニセン

(1) 補助金等の名称

老人福祉施設等施設整備費補助金

(2) 事業の概要

同法人の特別養護老人ホーム「シェステさとの花」は、建設から20年が経過し、施設の老朽化に伴い設備に不具合が生じていた。

そのため、令和4年度は補助金を活用した大規模修繕で照明をLED化した。機器が古く故障して点灯しないところもあった照明器具を総入れ替し、また広角タイプの照明器具の採用により、施設内が以前より明るくなり、利用者の生活や職員の職場環境が改善された。併せて電気代も削減され経費節減の効果も表れている。

- ・施設名称 特別養護老人ホーム シェステさとの花
- ・所在地 高崎市乗附町208番地
- ・工事内容 本館照明LED化工事
- ・工期 令和4年11月15日から令和5年3月25日

(3) 財政援助の目的

建設後15年以上経過した特別養護老人ホーム等について、経年による不具合が生じている設備を更新することにより、施設の長寿命化や施設の安全性及び居住性の維持・改善を図る。

(4) 補助金額等

申請年月日	交付指令年月日 及び指令番号	交付先	補助金額	交付年月日
令和4.3.4 (変更) 令和5.3.24	令和4.3.15 高崎市指令長寿社 会課第84号 (変更) 令和5.3.24 高崎市指令長寿社 会課第320-2号	社会福祉法人マグノ リアニセン 理事長 黒澤功	9,350,000円	令和5.4.21

(5) 監査の結果

是正、改善を要する事項が見受けられたので、団体及び所管部署に対して指導を行った。指導区分は指摘事項、指導事項及び口頭指導。

(指摘事項)

ア 要綱の規定に基づき適正な執行を行うこと

高崎市老人福祉施設等施設整備費補助金交付要綱第5条別表第2の3対象経費では、「消費税及び地方消費税は含まない」としているが、消費税を除かず補助金を算定し、交付決定額として支払っていた。

要綱の規定に反した補助金の過払いにあたり不適切である。

3 社会福祉法人日枝会

(1) 補助金等の名称

保育所等緊急整備事業費補助金

(2) 事業の概要

近年、当該法人が経営する「榎保育園」の周辺地域では宅地開発が進み、入所希望者が増加していたが、施設が狭く、需要に対応しきれない状況が生じていた。

また、園舎は開所から50年が経過して老朽化しているうえ、廊下に断熱材が使用されておらず、部屋ごとの段差がある場所も多い等構造上の不具合も見受けられ、保育の提供を行う上で支障となっていた。

このため、床面積の拡大により入所定員を増員し、保育需要に応えるとともに、設計に現場職員の意見も取り入れる等の工夫を凝らして施設の快適性、機能性の向上を図り、入所児童、職員双方の安全かつ衛生的な使用環境を確保し、さらに旧園舎と同じく木造園舎とすることにより、落ち着いた雰囲気と木の温かみを感じられる施設となるよう園舎の建替えを行った。

本事業は、令和3年度事業として着手したが、主に新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により輸入木材等の調達が困難となったため年度内に終了せず令和4年度へ繰越された。

- ・施設名称 榎保育園
- ・所在地 高崎市上並榎町1150番地1
- ・工事内容 園舎の建替え
- ・建物構造 木造平屋建
- ・建物面積 340.99㎡（建替え前221.92㎡）
- ・入所定員 45人（建替え前30人）
- ・工期 令和3年8月30日から令和4年6月30日

(3) 財政援助の目的

老朽化した園舎の建替えを促進し、入所定員の増加により待機児童の減少を図るとともに子どもを安心して育てることができる環境を整備する。

(4) 補助金額等

申請年月日	交付指令年月日 及び指令番号	交付先	補助金額	交付年月日
令和3.7.2	令和3.12.10 高崎市指令保育 課第85号	社会福祉法人日枝会 理事長 中嶋彰一郎	82,276,000円	令和5.1.23

(5) 監査の結果

団体及び所管部署共に、補助金等に係る出納その他の事務処理については、おおむね適正に執行されているものと認められた。

4 株式会社ドンレミー

(1) 補助金等の名称

職場環境改善事業補助金

(2) 事業の概要

株式会社ドンレミーは東京都足立区に本社を置く洋生菓子製造・販売の会社である。

榛名工場では約 350 人が就業しているが、空調機器の老朽化による故障や冷却不良があり、特に夏場の作業環境が悪化しているため機器の更新を行った。

機器の更新により作業環境の改善が図られ、特にプリン室、コンテナ洗浄室は蒸気を使用する機器付近での作業となるため大きな効果が出ている。

- ・施設名称 株式会社ドンレミー 榛名工場
- ・所在地 高崎市保渡田町 2 7 8 番地 1
- ・設置設備 エアコン設備 5 組
- ・工期 令和 4 年 7 月 1 3 日から令和 4 年 1 1 月 1 5 日

(3) 財政援助の目的

快適な職場環境づくりを推進することにより、安定的、継続的な雇用を推進し、もって本市の産業振興を図る。

(4) 補助金額等

申請年月日	交付指令年月日 及び指令番号	交付先	補助金額	交付年月日
令和 4. 4. 4	令和 4. 4. 7 高崎市指令商工振 興課第 279 号	株式会社ドンレミー 代表取締役社長 木本高一朗	4, 181, 000 円	令和 4. 12. 23

(5) 監査の結果

団体及び所管部署共に、補助金等に係る出納その他の事務処理については、おおむね適正に執行されているものと認められた。

5 株式会社茂木製作所

(1) 補助金等の名称

高崎市中小企業等機械設備導入支援助成金

(2) 事業の概要

株式会社茂木製作所は金属の鏡面仕上げやプレス加工等を行う会社であり、大手ベアリングメーカー等の協力会社として部品供給から組み立てを含めたユニット製品の製造を行っている。

当該事業は、受注製造における顧客からの多様化する要望（高度化、精密化、生産プロセスの一貫化等）に対応するため、また、従業員の労働時間の短縮と労働生産性の向上を図るため、省力化、合理化に対応した設備をリースにより導入するものである。

(3) 財政援助の目的

リースにより償却資産を導入しようとする中小企業等に対し、予算の範囲内において助成金を交付することにより、生産性の向上や製品の付加価値化等を促進させ、もって本市産業の発展に資する。

(4) 助成金額等

申請年月日	交付指令年月日 及び指令番号	交付先	助成金額	交付年月日
令和 5. 1. 18	令和 5. 1. 24 高崎市指令商工 振興課 27-451 号	株式会社茂木製作所 代表取締役 茂木和男	5,000,000 円	令和 5. 2. 3

(5) 監査の結果

団体及び所管部署共に、補助金等に係る出納その他の事務処理については、おおむね適正に執行されているものと認められた。

6 烏川流域森林組合

(1) 補助金等の名称

林業・木材産業成長産業化促進対策補助金

(2) 事業の概要

烏川流域森林組合は、榛名山西麓から南麓一帯と観音山丘陵の山林を管轄する林業団体で、森林所有者の出資によって組織された協同組合である。

近年、森林整備は、高性能林業機械等を整備し、効率化を図りコストを削減することが課題となっているが、これまで組合が保有していた高性能林業機械であるフォワーダ（一定の長さに切断した丸太を荷台に積んで運ぶ集材専用の自走式重機）が経年劣化により故障の頻度が増加してきたため、更新したものである。

従来のもより大型の機械を導入したことにより、積載量が多くなり、生産量の増加や安定的な供給を見込め、森林整備の効率化、低コスト化の促進が図られ大きな効果が出ている。

・高性能林業機械（フォワーダ／運材車）1台 購入

(3) 財政援助の目的

高性能林業機械導入に対して補助を行うことにより、効率的な森林整備の促進が図られ、木材資源の有効利用と森林の環境保全に貢献する。

(4) 補助金額等

申請年月日	交付指令年月日 及び指令番号	交付先	補助金額	交付年月日
令和 4. 1. 28 (変更)	令和 4. 1. 28 高崎市指令農林 課第 8-2 号 (変更)	烏川流域森林組合 代表理事 市川平治	7,588,000 円	令和 4. 7. 25
令和 4. 3. 4 (変更)	令和 4. 3. 15 高崎市指令農林 課第 78-4 号 (変更)			
令和 4. 4. 28	令和 4. 5. 17 高崎市指令農林 課第 100-6 号			

(5) 監査の結果

団体及び所管部署共に、補助金等に係る出納その他の事務処理については、おおむね適正に執行されているものと認められた。

7 高崎市新町商工会

(1) 補助金等の名称

新町花火大会・灯籠流し等補助金

(2) 事業の概要

本事業は、高崎市新町商工会が中心となって運営され、新町地区の地域振興と商工振興、併せて地域住民のふれあいの場を提供するとともに、真夏の風物詩として定着することを目的に実施している。

来場者数は、コロナ禍前の令和元年度では約 22,000 人であったが、令和 4 年度は 3 年ぶりの開催となり約 26,000 人と大幅に増加していた。関係団体が協力し、会場準備や交通整理・警備などの役割を担い地域の絆づくりという面で大きな成果を上げていた。

- ・開催日 令和 4 年 8 月 16 日
- ・灯籠流し 午後 6 時 30 分から（温井川で開催）
- ・花火大会 午後 7 時 45 分から（からす川総合グラウンドで開催）

(3) 財政援助の目的

新町の夏の風物詩として定着している花火大会・灯籠流しを、からす川総合グラウンド等で実施することで、地域の活性化、観光 P R と同時に住民のふれあいや連帯感を高める。

(4) 補助金額等

申請年月日	交付指令年月日 及び指令番号	交付先	補助金額	交付年月日
令和 4. 5. 25 (変更) 令和 4. 6. 27	令和 4. 5. 25 高崎市指令新町 支所地域振興課 第 15-2 号 (変更) 令和 4. 7. 1 高崎市指令新町 支所地域振興課 第 17 号	高崎市新町商工会 会長 金井貫	3,150,000 円 546,000 円	令和 4. 6. 24 令和 4. 7. 21

(5) 監査の結果

是正、改善を要する事項が見受けられたので、団体及び所管部署に対して指導を行った。指導区分は口頭指導。

公の施設の指定管理者監査

1 公益財団法人高崎財団

(1) 代表者氏名

理事長 高木茂

(2) 施設名称

観音山公園プール

(3) 指定管理の期間

平成30年4月1日から令和5年3月31日

(4) 指定管理の範囲

- ① 利用許可、その取消し、その他利用に関すること
- ② 利用料金の徴収及び還付に関すること
- ③ 施設及び附属設備の維持管理に関すること
- ④ 飲料自動販売機及びキッチンカーの運営に関すること
- ⑤ 指定管理者による自主事業
- ⑥ その他、管理運営に必要な業務

(5) 指定管理の目的

指定管理者の能力を活用しつつ、地域住民等に対する市民サービスの効果及び効率を向上させ、もって地域の福祉の一層の増進を図る。

(6) 指定管理料

31,160,000円（令和4年度）

(7) 監査の結果

是正、改善を要する事項が見受けられたので、団体及び所管部署に対して指導を行った。指導区分は口頭指導。